

2 個別論点

（3）家計相談支援のあり方

【現状の評価と課題】

（基本的な考え方）

- 家計相談支援は、家計に焦点を当てた個別的な働きかけを通じて生活力を高める支援であるが、生活の危機的な状況を脱出させる面、生活そのものであるという面、それらの前提として自己理解を深めるきっかけになるという面があり、生活困窮者全体に及ぶ拡がり、テクニカルな専門支援という二つの性質を有する。

（実績）

- ・ 継続的支援対象者（プラン作成対象者）のうち家計面に何らかの課題を抱える人の割合 95.2%
- ・ 家計相談支援事業実施自治体 205（H27年度）→304（H28年度）
- ・ 家計相談支援事業利用件数 4,696件
- ・ 家計相談支援事業利用者の特性 プラン作成対象者全体と比較して「経済的困窮」、「家計管理の課題」、「（多重・過重）債務」、「家族関係・家族の問題」等の特性が多く出現することが確認される。

（支援の効果）

- 自らの家計状況を客観的に理解し計画を立てることは難しいが、家計相談支援を通じて、家計相談支援員と共に家計収支を明らかにしていくことで、
 - ・ 本人が自らの家計状況を把握し、将来の見通しの中で現在どのように家計管理すればよいか自分で理解するようになる、
 - ・ 家計収支を明らかにすることにより必要な追加収入額がわかり、就労の選択肢が広がる、
 - ・ 現実的な債務返済・滞納解消計画の作成が可能となり、さらに、見通しを持った家計管理が身につく、
 - ・ 世帯全体の状況が明らかになり、相談者も気づいていない生活課題を見出すこともできる、
 といった効果が支援事例や利用者の声から確認されている。

- また、こうした支援により、利用者は着実に自立に向けたステッ

プアップをしている。こうしたステップアップをもたらしているのは「早期からの家計相談支援」と「専門的な支援」の提供であるが、家計収支を的確に把握して将来の生活の見通しを立てる等の専門的な支援は、自立相談支援事業においては代替できず、家計相談支援事業だからこそ取り組んでいるものである。

(実績)

- ・ 支援当初3ヶ月でステップアップが見られた支援対象者の割合 経済的困窮の改善に関する状況：家計相談支援事業利用者 43.2% (⇔未利用者 28.9%)
- ・ 家計相談支援事業の支援内容 月単位の家計の把握(家計表作成)：90.0% (⇔自立相談支援事業では59.7%の実施にとどまる)、将来の生活の見通しを作成(キャッシュフロー表作成)：76.5% (⇔同23.4%にとどまる)

- 支援の効果は、各種滞納の解消に家計相談支援事業が効果的であるとの実態などからも確認できる。滞納の解消に役立つことで、法による支援全体にわたる庁内連携が進むことも副次的にもたらされている。

(実績)

- ・ 家計相談支援事業の支援を通じて、市県民税、国民健康保険料等の滞納が解消した例 分納計画を立てた253万円のうち185万円が納付済みとなった自治体、同839万円のうち70万円が納付済みとなった自治体等が確認されている。

- こうしたことから、家計相談支援事業未実施自治体において、家計相談支援事業の必要性の認識は高い。

(実績)

- ・ 家計相談支援事業未実施自治体のうち、事業の必要性「あり」と認識している自治体の割合 78.0%
- ・ 家計相談支援事業未実施自治体のうち、家計相談ニーズを有する相談者の割合が6割以上とする自治体 51.6%

【論点】

(家計相談支援の必要性・効果)

- 家計相談支援事業の専門的手法は、生活困窮からの脱却に不可欠であり、地方自治体の任意で行われる事業ではなく、必須とされ

るべきではないか。

- 家計相談支援を自立相談支援事業の中でも行えるとの意見もあるが、的確な収支把握、それに基づく将来の見通しの作成、家計状況に関するモニタリング（伴走支援）といった専門的な内容までは実施できていないのではないか。

（課題）

- 未実施自治体にとっては、補助率（2分の1）が事業化における課題となっているのではないか。
- 家計相談支援事業実施自治体においても、自立相談支援事業における利用の促し方等、事業間の連携上の課題があるのではないか。
- このことから、家計相談支援を必須とするに当たっては、自立相談支援事業の機能として位置付けるか、別事業とすべきかが重要ではないか。なお、この点については、自立相談支援事業の中に位置付け相談支援に織り込んだ方が現場としては取り組みやすいのではないか、自立相談支援事業の中に専門職として位置付けてはどうか、地域ごとに体制を吟味できる方がよいのではないかといった意見があった。
- 家計相談支援事業についても、利用による効果は明らかであるのに利用者に躊躇があるとすれば、利用を後押しできるよう、本人が実感できる効果（例：滞納している税・公共料金等の分納計画作成支援を受けられる等）と組み合わせることが必要ではないか。

（生活福祉資金との連携）

- 生活福祉資金の貸付に当たり、家計相談支援事業を活用していくべきではないか。

（生活保護受給者の利用）

- 生活保護受給者については、主に金銭の適切な管理という観点から、ケースワークにおける支援等を行っているが、保護からの脱却を目指す世帯に対して、将来のライフステージに応じた支出を見越した計画的な家計管理の能力を身につけることが経済的自立へつながり、保護脱却後の再受給リスクの軽減にもなると考え

られることから、生活保護制度の自立支援プログラムの中で明確に家計相談支援事業を位置づけて推進することが考えられる。

(4) 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方

【現状の評価と課題】

- 子どもの学習支援事業は、低学力・低学歴が貧困の連鎖を生んでいるという問題意識から、学校ではない地域の場で高校進学・中退防止の支援を行うことを主眼とした事業である。実際の支援においては、学習支援を中心としつつも本人の意欲やソーシャルスキル、生活環境も向上させていく実践、そのために子どもだけでなく世帯にも支援を行うといった実践が広がってきている。

(実績)

- ・ 実施自治体数 301 (H27年度) →423 (H28年度)
- ・ 利用者数 20,421人 (うち生活保護世帯 58.7%、生活保護以外世帯 41.3%)
- ・ 学習支援事業の参加者のうち中学3年生が 30.5%、その高校進学率 98.2% (⇔全世帯平均は 98.8%)
- ・ 学習支援以外の支援の実施状況 居場所の提供：47.2%、訪問支援：39.9%、親に対する養育支援：39.2%、高校中退防止：28.9%
- ・ 高校中退防止の支援対象者の高校中退率 5.3%

- 特に、子どもの学習支援事業を入口として世帯支援を行うに当たっては、養育相談や進学資金相談等であれば子どもの学習支援事業で行われているが、親の就労支援等まで含める場合は自立相談支援事業で行われているのが一般的である。

(実績)

- ・ 事業利用に当たり親の自立相談支援機関への相談(登録)を必須としている自治体 19.3%
- ・ 事業利用に当たり親の自立相談支援機関への相談(登録)を必須としていない80.7%の自治体において、親支援を行った人数 978人(このうち94.7%の自治体が学習支援事業において親支援を実施しており、その内容は養育相談や進学資金相談等)

- 目的・対象を異にする他の事業(ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業、地域未来塾)と連携して、効果的に事業を行っている自治体もある。

(実績)

- ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業との共同実施
(H28年度において既に実施している自治体と今後検討する自治体の合計) 18.0%
- ・ 地域未来塾との共同実施(同) 3.6%
- ・ 子ども食堂やプレイパーク等と連携して、拡がりのある取組を展開している事例も見られる。

【論点】

(子どもの学習支援事業のあり方)

- 子どもの学習支援事業は、学習支援だけでなく、居場所の提供や訪問支援、親に対する養育支援(子どもの進学について、親自身の経験と客観的な情報を組み合わせて判断できるための助言等)、高校中退防止の支援等様々なメニューが実施されている。これについて、質の向上の観点から、高校進学だけでなく卒業までを見通した学習支援や、親以外の大人に相談できる関係づくり等の標準的な内容を定めるべきではないか。その上で、貧困の連鎖防止のための総合的な事業として再構築すべきではないか。
- 子どもの学習支援事業をきっかけとして、自立相談支援事業が行う世帯支援につなげる入口としていくべきではないか。その際、よりつなぎやすくするための方策をどのように考えるか。
- 子どもに対する有機的で包括的な支援を行うという観点から、他の学習支援事業(ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業、地域未来塾)との関係をどのように考えるか。
- 学校との連携を深め、課題を抱える子どもを支援していくべきではないか。
- 民間の実践である子ども食堂は、敷居が低く子どもが参加しやすいことから、支援を要する子どもの「発見機能」が期待されるが、これとの関係をどう考えるか。
- 未実施自治体にとっては、補助率(2分の1)が事業化における課題となっているのではないか。

(特に困難を抱える子どもに対する支援)

- 高校生や高校中退した人、中学卒業後進学していない人などの10代の若年層に対する支援が不足しているのではないか。学習支援だけでなく、自立に向けた相談支援を必要とする子どももいるのではないか。
- 虐待等で家族を頼れない子どもや、児童養護施設を退所した若者等にも、自立に向けた相談支援が必要なのではないか。
- 若年層の自殺防止対策との連携の観点から、学習支援の場等が持つ居場所機能が重要ではないか。

(貧困の連鎖防止のための予防的な教育)

- 高校生等の段階で社会保障や家計管理についての教育を実施していくべきではないか。

(7) 高齢者に対する支援のあり方

【現状の評価と課題】

(高齢の生活困窮者を受け止める)

- 法の施行により、高齢の生活困窮者が自立相談支援機関につながっている。相談者全体と同様に、自立相談支援機関においてプランを作成して継続的に支援するか、他機関に適切につなぐかの大きく二とおりに分かれる。

(実績)

- ・ 65歳以上の人が新規相談者全体の18.5%を占める。
- ・ 65歳以上の人がプラン作成対象者全体の13.3%を占める。
- ・ 新規相談者(65歳以上)のうち、福祉事務所(生活保護担当)へつなぐ割合(H28年度) 42.0%
- ・ 同、地域包括支援センターへつなぐ割合(H28年度) 15.6%

(プラン作成により継続的に支援する)

- プランを作成して継続的に支援する場合には、一般就労を目指すプランも半数近くあり、就労収入により家計を支える希望があることが現れている。

(実績)

- ・ 60代以上のプラン作成対象者のうち、就労支援対象者42.8%(再掲)
 - ・ プラン作成対象者の抱える課題(65~74歳) 「経済的困窮」、「就職活動困難」、「病気」の順に多い。
 - ・ 同(75歳以上) 「経済的困窮」、「病気」、「家計管理の課題」の順に多い。
- また、特に75歳以上のプラン作成対象者においては抱える課題として「家計管理の課題」が挙げられている。年齢面で考えると就労により抜本的に家計状況を改善することが難しい中、想定される収入の中で支出をやりくりすることが目標となる人も一定程度存在することの現れである。
- 高齢で民営借家に居住する世帯には低所得者の割合が高い。継続的な家賃負担が課題となるだけでなく、高齢者が民間賃貸住宅に住み続けるに当たっては、入居拒否や連帯保証の確保といった課題がある。

(実績)

- ・ 高齢民営借家世帯に占める年収 200 万円未満の割合 (H25 年度) 約 6 割 (全年齢民営借家では約 3 割)
- ・ 高齢者の入居に対して拒否感を有する大家の割合 60% (再掲)
- ・ 連帯保証人の確保に困った経験のある人 8.4% (再掲)

【論点】

(高齢者の就労支援) ※各項目は再掲

- 高齢者のうち就労希望がある人には、ハローワークやシルバー人材センター等とも連携しつつ、年齢を問わず、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労の場づくりを進めていく必要があるのではないか。
- 相談者は、短時間の就労を希望する人から主たる生計の支えとしてしっかり働きたい人まで、また、就労経験のある人から乏しい人まで、様々な状況にあることから、しっかりとアセスメントして支援していく必要があるのではないか。
- 就労支援は、介護保険の生活支援サービスの拡充の展開と結びつくことで、自治体の中で拡がりのある取組が可能となるのではないか。

(高齢者の居住支援) ※各項目は再掲

- 支出に占める家賃負担が大きい場合、本人が希望すれば、転居は家計改善において効果的な手段となるが、低廉な家賃の住宅は限定されており、特に高齢者の転居は入居拒否等の様々な課題が存在する。こうした現状を踏まえ、どのような支援が考えられるか。
- 身寄りがなく、収入の見通しが立たない生活困窮者は民間賃貸物件に入居することが難しい。自立支援や地域の見守りがしっかりと付いていることで、入居しやすくなるのではないか。
- 基礎自治体での居住支援協議会設置が推進されており、この動きと併せて、日々の相談支援の中で支援ニーズを把握している

自立相談支援機関が主体的に居住支援を行うことや、都道府県の居住支援協議会との間で関係づくりをしていくことなどが必要ではないか。また、空き家の活用と連携していくことも重要ではないか。

- 家賃補助は、高齢者だけでなく、現役の稼働年齢層や若年層、厳しい家庭環境にあって自立できる年齢に達している子どもに対する効果的な支援の一つとして、国土交通省において関連法案が国会へ提出されている新たな住宅セーフティネットの家賃補助制度に期待しつつ、十分に活用できるよう厚生労働省・国土交通省間でしっかりと課題を共有しながら、施策実施に向けて共に進めていくべきではないか。また、居住支援法人の創設等、家賃補助制度以外の事項も含め、新たな住宅セーフティネットの活用のための具体的方策を検討していくべきではないか。

(高齢者になる前の支援)

- 高齢期になってから生活困窮や生活保護に至ることを防ぐ観点から、その前の時期（60代前半や50代）のうちに支援につながり、将来を見据えた就労支援によりできるだけ就労収入を得られるようにしておくことや、家計相談支援により家計管理ができる力を身につけておくことが重要ではないか。
- その観点からは、いわゆる「8050」の世帯を含め、中高年のひきこもりの人等、特に留意して相談につなげていくべき人がいるのではないか。

(8) 自立支援に関連する諸課題

【現状の評価と課題】

(当座の資金ニーズと生活福祉資金)

- 自立相談支援事業の相談支援において顕在化する当座の資金ニーズについては、生活福祉資金制度を効果的に活用できることが期待され、法施行以降、総合支援資金及び緊急小口資金の貸付に当たっては自立相談支援事業の利用を原則としてセットとすることとした。しかしながら、両制度間の連携状況や、生活福祉資金制度における貸付要件や貸付決定までの期間の長さ等の課題が指摘されている。その一方で、独自の資金貸付・給付等の支援が実施されている実態がある。

(実績)

- ・ 自立相談支援機関側から見た生活福祉資金との連携上の課題 貸付要件が厳しすぎる：58.2%、貸付決定までの審査に時間がかかりすぎる：53.5%、提出を求められる書類が多すぎる：33.1%
- ・ 緊急小口資金の相談から貸付決定・送金までの平均期間 1週間程度：43.8% 1週間～2週間程度：42.1%
- ・ 独自の生活困窮者支援を実施している人口 10万人以上自治体の社協 72.0%、うち、緊急時の食糧供給を実施：71.7%、独自の資金貸付・給付を実施：65.9%

【論点】

(生活福祉資金のあり方)

- 生活福祉資金については、
 - ・ より充実した議論のために、利用者の状態やニーズ面も含めたデータの整備が必要ではないか。
 - ・ 手続や必要書類、貸付要件、貸付までの期間等、地域ごとの運用のばらつきや生活困窮者の実態も踏まえて見直すべき点があるのではないか。
 - ・ 自立相談支援事業だけでなく家計相談支援事業との連携により、貸しやすく、かつ償還しやすくできるのではないか。連携を深めるにはどのようなあり方が必要か。
 - ・ 判断能力が十分でない人への対応をどのように考えるか。
 - ・ 自立相談支援事業や家計相談支援事業がいつまでも償還状

況を見守ることは困難であり、長期的には、地域で孤立しない状態を作っていく支援が重要ではないか。

- ・ 教育支援資金についても、原則として自立相談支援事業の利用を要件とすることを検討してはどうか。